

山口県中部 1 市 4 町合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、山口県中部 1 市 4 町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 小委員会は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査、審議等するものとする。

(委員)

第 3 条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

2 前項の委員のほか、必要に応じて協議会の委員等以外の者を小委員会の委員に加えることができる。

(組織)

第 4 条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第 5 条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第 7 条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 小委員会の庶務は、規約第 1 3 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 9 月 1 1 日から施行する。